

田野畑村・普代村・野田村上下水道事業地方公営企業会計支援業務

プロポーザル実施要領

令和 7 年 3 月

田野畑村 普代村 野田村

目 次

1	本業務の趣旨	1
2	本業務の概要	1
3	参加者の資格要件等	1
4	担当課	3
5	プロポーザル参加に係る手続きに関する事項	3
6	受託候補者の選定方法等	6
7	その他事項	7
8	受託候補者決定後の契約事務について	7
9	公正なプロポーザル実施の確保	8
10	手続きの停止	8

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、田野畑村、普代村及び野田村（以下「三村」という。）が実施する「田野畑村・普代村・野田村上下水道事業地方公営企業会計支援業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関し、プロポーザルに参加しようとする者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の趣旨

本業務は、上下水道事業の経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等のため令和6年度から地方公営企業法の財務規定の一部を適用していることから、より正確な会計処理を行うために必要な業務支援を委託するものである。

本業務は、的確で柔軟な業務支援により経営状況等を効率的・効果的に把握する必要があることから、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する。

2 本業務の概要

- (1) 業務件名 田野畑村・普代村・野田村上下水道事業地方公営企業会計支援業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務内容 資料2「調達仕様書」記載のとおり
- (4) 委託予定額(上限) 下表のとおり

表 委託予定上限額（消費税及び地方消費税を含む。）

（金額：円）

事業区分	簡易水道事業	下水道事業	合計
田野畑村	1,966,500	2,541,000	4,507,500
野田村	2,000,000	6,931,000	8,931,000
普代村	1,997,000	1,997,000	3,994,000
合計	5,963,500	11,469,000	17,432,500

- (5) 提案を求める事項 資料2「調達仕様書」のとおり

3 参加者の資格要件等

(1) 参加者の構成等

- ア. 東北地方に本社又は営業所等を有する単独の法人その他の団体（以下「参加団体」という。）又は複数の法人その他の団体で構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）であること。（グループ構成員には、東北地方に本社又は営業所等を有する単独の法人その他の団体を含むこと。）

- イ. グループで参加する場合には、参加グループの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにすること。また、業務提案書の提出時に代表となる法人その他の団体（以下「代表団体」という。）の名称を明記し、必ず代表団体が参加手続を行うとともに対応窓口となること。
- ウ. 各村の入札参加資格者名簿に記載されていない場合であっても「5（3）参加届出書類の提出」により参加資格が認められた場合は参加資格を有するものとする。

(2) 参加者の資格要件

- ア. 本業務の実施について、各村の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- イ. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ウ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- エ. 参加届出書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間において、国、都道府県、地方自治体から指名停止処分を受けていないこと。
- オ. 単独で参加した参加団体は、参加グループの構成員となることはできないこと。
- カ. 滞納している村税等徴収金がないこと。
- キ. 直近 5 年間に上下水道事業における同種業務の実績を有すること。
- ク. 実質支配会社は、同一案件に同時入札することはできない。同時入札が判明した場合は、警告又は入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止を行うことがある。なお、実質支配会社とは、次のいずれかに該当する会社をいう。
 - (ア) 人的関係のある会社（常勤・非常勤を問わない。ただし、①については会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。）
 - A) 会社の役員が、他方の会社の役員を兼ねている場合。
 - B) 会社の役員が、他方の会社の管財人を兼ねている場合。
 - (イ) 子会社、及び親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（総株主の議決権の過半数を有する。又は、有限会社の総社員の議決権の過半数を有する。ただし、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく特例子会社を除く。）
 - (ウ) 親会社に人的関係のある会社と子会社
 - (エ) 親会社の営業権の一部譲渡により入札参加資格を得た子会社と親会社

4 担当課

田野畑村地域整備課

〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 143-1

【担当】上下水道担当

電話：0194-34-2113 FAX：0194-34-2632

電子メールアドレス：jogesuido.e2@vill.tanohata.iwate.jp

5 プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

(1) 実施要領等の配布

ア. 配布期間 令和7年3月21日（金）（HP公開後）から令和7年 4月11日（金）まで

イ. 配布場所

実施要領等は、田野畑村公式ホームページに掲示する。（普代村、野田村の公式HPには田野畑村公式HPへのリンクURLを掲示する。以下、ホームページへの掲示方法について同じ。）

ウ. その他 郵送による配布は行わない。

(2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答

本業務及びプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

ア. 受付期間 令和7年3月28日（金） 正午まで

イ. 提出先 「4 担当課」に同じ。

ウ. 提出方法

「様式1-1 実施要領等に関する質問票」に内容を記入のうえ、電子メールにより提出するものとする。

エ. 回答方法

受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、令和7年3月31日（月）までに、田野畑村公式ホームページに掲示するとともに、電子メールにて質問者あて連絡する。

(3) 参加届出書類の提出

参加者は、下記提出期限までに必要書類を揃えて「4 担当課」に持参又は郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

ア. 提出期限 令和7年4月1日（火） 午後5時まで

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間に直接提出す

ること。

(イ) 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

イ. 提出書類

様式 1－2 プロポーザル参加申込書

様式 1－3 会社概要及び過去の主な受注等実績（パンフレット等でも可）

（共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。）

ウ. 確認結果

参加資格の確認結果は、令和 7 年 4 月 3 日（木）までにメールにより通知する。

エ. 留意事項

(ア) 上記書類を提出期限までに提出しなかった者又は参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。

(イ) 参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とする。

(ウ) 参加者は、下記「6 受託候補者の選定方法等」に記載のプロポーザルの実施日まで、「3 参加者の資格要件等」に該当しなくなったときは、参加資格を取り消すものとする。

(4) 参加が認められなかった者に対する説明

参加資格を確認した結果、参加資格が認められなかった者は、書面（様式任意）により、その理由の説明を求めることができる。

ア. 提出期限 令和 7 年 4 月 8 日（火）正午まで

イ. 提出先 「4 担当課」に同じ。

ウ. 提出方法 メールによる。

エ. 回 答 説明を求めた者に対して、令和 7 年 4 月 10 日（木）までにメールにより回答する。

(5) 業務提案書等の提出

ア. 提出期間 令和 7 年 4 月 7 日（月）から令和 7 年 4 月 11 日（金）まで

イ. 提出先 「4 担当課」に同じ。

ウ. 提出方法 持参又は郵送による。

(ア) 持参の場合は、午前 9 時から正午まで又は午後 1 時から午後 5 時までの間に直接提出すること。（ただし、土曜日、日曜日及び休日を除く。）。

(イ) 郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

エ. 提出書類

次の書類を原本1部、写し4部（うち1部は複写のためホチキスその他による綴じ込みや穴あけをしないこと。）の計5部提出すること。なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

(ア) 業務提案書（様式2）

業務提案書のページ数はA4版で3枚まで（添付書類除く）とする。

(イ) 業務従事予定者一覧（様式3）

有資格者については、資格証等の写しを添付すること。

(ウ) 組織等に関する調書（様式4）

(エ) 業務実績（様式5）

- ・業務実績は実施要領等の掲示の日の前日から直近5年以内に完了した業務（元請・下請は問わない）とする。
- ・グループでの参加の場合は構成団体分も提出すること。

(オ) 参考見積書（任意様式）

- ・参考見積書は各村ごとに作成すること。
- ・見積書の宛名は次のとおりとする。
 田野畑村：「田野畑村長 佐々木 靖」
 普代村：「普代村長 榎屋 伸夫」
 野田村：「野田村長 小野寺 勝幸」
- ・見積の明細を明記するものとし、各事業ごとの内訳が分かるように記載すること。（セグメントごとの内訳は不要。）
- ・見積には、本業務に必要な経費一切を含むこと。
- ・消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を記載すること。

(カ) その他参考となる事項（任意提出）

(6) 業務提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案又は次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

7. 提出期限を過ぎて提出された提案

イ. 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案

ウ. 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

エ. その他本実施要領に違反した提案

(7) プロポーザルへの不参加

ア. 参加届出書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が、「6 受託候補者の選定方法等」に定めるプレゼンテーション審査に参加しない場合は、プレゼンテーション審査実施日の前日までに、「様式1-4 プロポーザル参加辞退届」を、「4 担当課」まで持参又は郵送により提出すること。

イ. ア.によりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、三村が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

(8) 留意事項

ア. 参加者1者につき1提案とする。

イ. 業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回又は再提出を認めない。また、提出された業務提案書等は返却しない。

6 受託候補者の選定方法等

(1) 審査委員及び審査事項

審査は、三村の職員から選出した審査委員（以下「審査会」という。）により審査する。

(2) 審査方法及び審査基準

資料3「業務提案審査要領」による。

(3) プレゼンテーション審査の開催

ア. 開催日時 令和7年4月15日（火） 午前（予定）

イ. 開催場所 別途、書面又はメールで事前に通知する。

ウ. 留意事項

(ア) 業務提案者によるプレゼンテーションの順番は、業務提案書の受付順とする。

(イ) プレゼンテーションの時間は1者あたり30分（説明20分、質疑応答10分）とし、1者あたりの参加人数の制限やPC又はデータの持込み方法については、「イ 開催場所」に合わせて通知する。ただし、都合により、1者あたりのプレゼンテーション時間を変更する場合がある。

(ウ) 参加状況等により、書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合やオンラインによるプレゼンテーションとする場合がある。その際には、事前に「イ 開催場所」に合わせて通知する。

(4) 受託候補者の内定

審査会の選定結果に基づき、受託候補者を内定する。

(5) 審査結果等の通知及び公表

- ア. 審査結果は、受託候補者を内定後、速やかに参加者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- イ. 審査結果は、田野畑村公式ホームページへの掲示その他適宜の方法により公表する。

(6) 選定スケジュール

公募及び選定は、次の日程で行う。（※決裁日に応じて日程は変動します）

項目	日程（予定）
ア 実施要領等の公表	令和7年3月21日（金）
イ 実施要領等に関する質問の受付け	公表日から 令和7年3月28日（金）まで
ウ 実施要領等に関する質問回答の送付	令和7年3月31日（月）
エ 参加届出書類の受付け	公表日から 令和7年4月1日（火）まで
オ 参加資格確認結果の通知	令和7年4月3日（木）
カ 業務提案書等の受付け	令和7年4月7日（月）から 4月11日（金）まで
キ 業務提案に係る審査会の開催 （プレゼンテーション審査）	令和7年4月15日（火）（予定）
ク 審査結果の公表・受託候補者の内定	令和7年4月15日（火）（予定）
ケ 三村と受託者との契約締結	令和7年4月21日（月）（予定）

7 その他事項

(1) 費用の負担

プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。

(2) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償

手続の停止又は契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) その他

- ア. 参加者は、参加届出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとする。
- イ. 提出書類は、必要に応じて複写を行う。使用は三村内及び審査会の検討に限る。

8 受託候補者決定後の契約事務について

内定した受託候補者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、見積書を提出することとする。仕様書の内容は、受託候補者から提案された内容が基本となり、受託候補者と三村との協議により決定するため、提案内容が反映されない場合がある。

なお、内定した受託候補者と三村との協議が整わなかった場合は、審査結果において、その総合得点が次に高い参加者と協議を行う。

また、契約を締結するまでの間に、著しく不相当と認められる事情が生じたときは、契約を締

結しないことがある。

(1) 契約締結の方法

契約の締結は、それぞれの村が定める契約規則により、村ごとに随意契約の方法による委託契約を受託候補者と締結する。

(2) 契約保証金

契約期間全体における村ごとの契約金額の 100 分の 5 以上の額とする。ただし、免除となる場合がある。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約となった場合の委託料の支払方法

精算払とする。

(5) 契約の解除

天災地変その他の事情の変更により委託業務の継続が困難と判断したとき又は受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部又は一部を解除することがある。

9 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書を作成しなければならない。

(3) 参加者は、協定候補者の選定前に、他の参加者に対し業務提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 手続きの停止

三村のいずれかにおいて、令和 7 年度の上下水道事業会計予算が議決されなかった場合等にあつては、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。